高山市市道の構造の技術的基準を定める条例の概要について

1. 市道の構造の技術的基準

国の参酌基準(現行と同じ。)と同じ内容とする。ただし、「車線の分離」、「停車帯」、「歩道」、「平面交差又は接続」の一部及び「歩行空間整備の場合の特例」、「伝統的建造物群保存地区等における市道の整備の場合の特例」について、参酌基準によらないものとする。

2. 参酌基準によらない事項

(1) 県条例と同じ内容としたもの

事項	参酌基準	市条例における基準	
車線の分離	規定なし	片側1車線道路において、安全な交通を確保す	
(第5条第8項)		る必要がある場合、中央帯を設ける。	
停車帯	幅員は2.5mとし、1.5mまで縮	幅員は1.5mとする。	
(第8条第2項)	小可能		
歩道	幅員は2.0m以上とする。	幅員は2.0m以上とするが、やむを得ない場	
(第11条第3項)		合は1.5mまで縮小可能とする。	
平面交差又は接続	右折車線等は、普通道路で3.0m、	右折車線に限りやむを得ない場合、普通道路で	
(第29条第4項)	小型道路で2.5mを標準とする。	2.5m、小型道路で2.0mまで縮小可能と	
		する。	

(2) 市独自の基準

歩行空間整備の場	規定なし	歩道の設置が困難な道路において、路肩等を彩
合の特例		色等により車道と区別し、歩行空間として整備
(第44条)		できる。
伝統的建造物群保	規定なし	伝統的建造物群保存地区又は市街地景観保存
存地区等における		区域内の道路整備に当たっては、文化財保護又
市道の整備の場合		は景観保全の観点から必要と認められる場合
の特例		はこの基準によらないことができる。
(第45条)		

(参考) 道路構造令に基づく道路の区分

種	級	道路の存する地域	道路の種類	計画交通量(台/日)
第1種	第1~	地方部	高速自動車国道及び	(略)
	4級		自動車専用道路	
第2種	第1~	都市部		
	2級			
第3種	第1級	地方部	一般国道	
	第2級		一般国道·都道府県	4,000以上
	第3級		道・市町村道	1, 500~4, 000
	第4級			500~1, 500
	第5級		市町村道	500未満
第4種	第1級	都市部	一般国道·都道府県	10,000以上
	第2級		道・市町村道	4, 000~10, 000
	第3級			500~4,000
	第4級		市町村道	500未満

太線枠内は市道関係

(注) 計画交通量とは、地域の将来像や経済の状況等を勘案した交通量